

『男女共同参画社会』ってどんな社会?

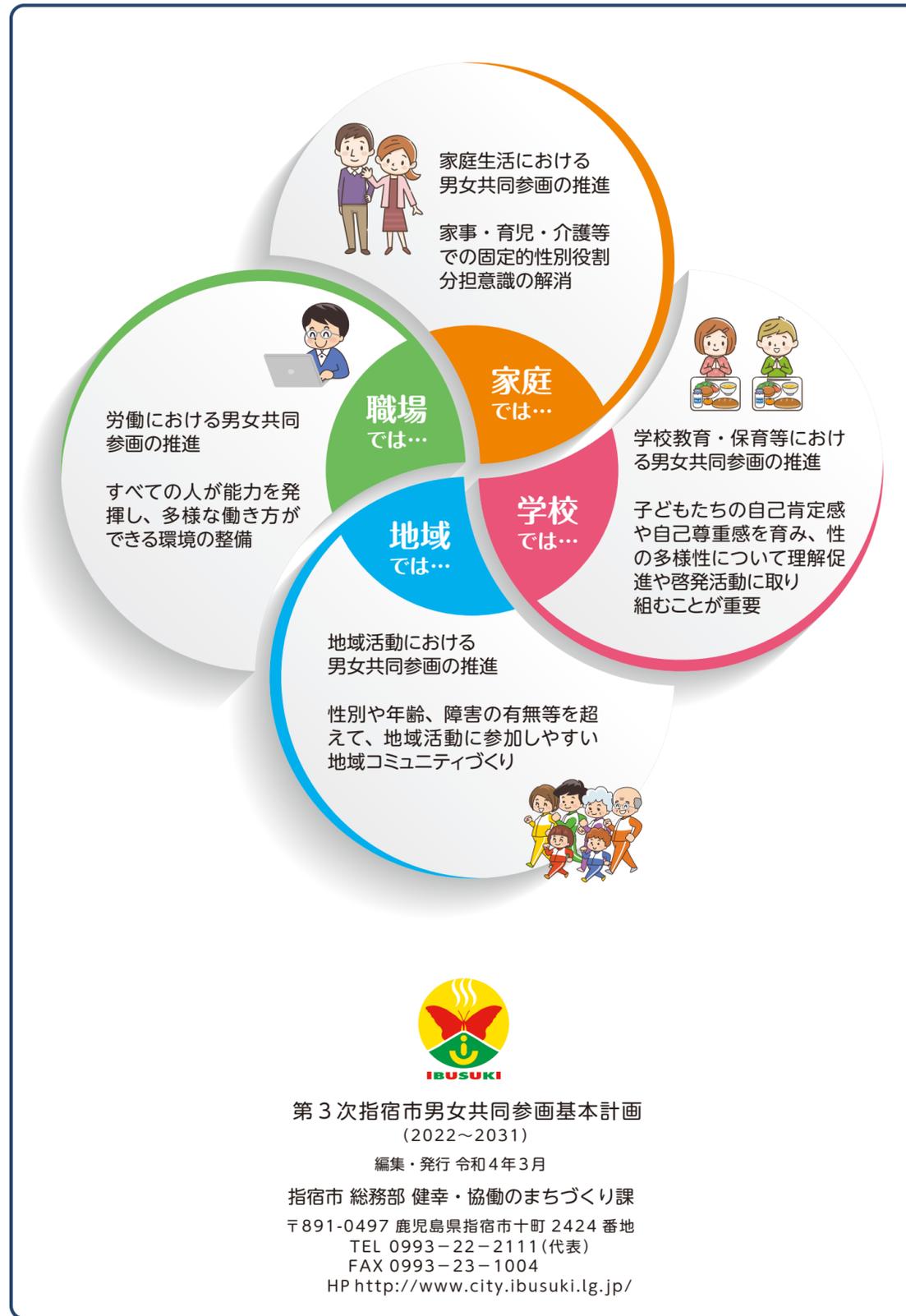
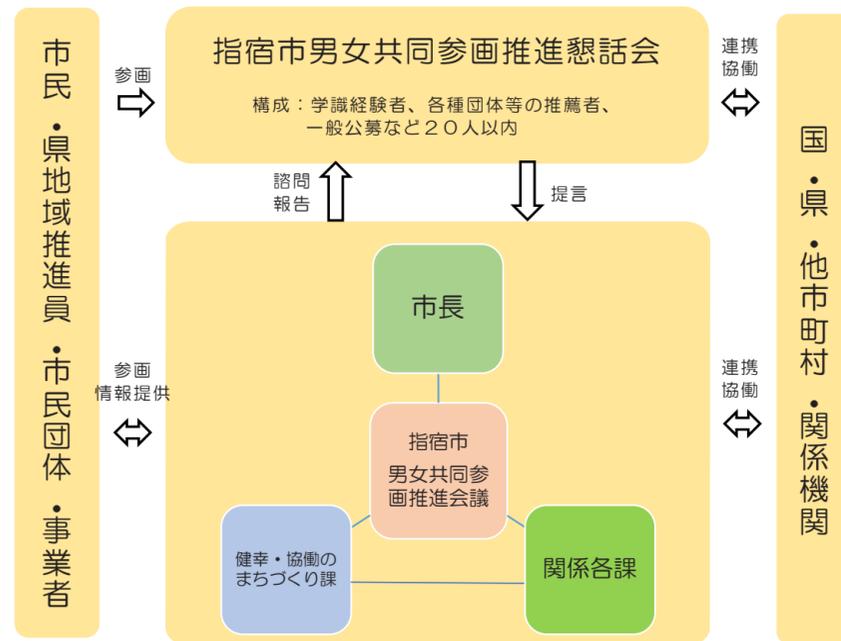


男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。男女共同参画社会基本法には、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されています。

『男女共同参画社会』ってどうして大事なの?

少子高齢化の進行、人口減少問題、情報通信の高度化、地域社会の多様化など、社会・経済環境は急激に変化しています。
 このような社会情勢の変化や新しい課題に対応し、市民・事業者・市民団体・県地域推進員・市等が連携・協働して男女共同参画の取組を推進していくことが必要となっています。

指宿市男女共同参画基本計画推進体制



第3次指宿市男女共同参画基本計画

概要版

(2022~2031)

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して快適に暮らすことができる社会づくり



令和4年3月
指宿市

計画策定にあたって

- 平成18（2006）年1月1日の合併により新「指宿市」が誕生したのを機に、合併による状況の変化や国の男女共同参画基本計画に対応した新たな「指宿市男女共同参画基本計画」（平成20（2008）年3月）を策定し、男女共同参画の推進に関する様々な施策・事業を展開してきました。
- 令和元年度に実施した「市民意識調査」によると依然として学校、職場、地域など社会の様々な場において、性別等による固定的性別役割分担意識*や慣行などが存在しています。
- このような状況を視野に入れながら、さらなる男女共同参画社会の実現を図るため、本計画を第3次指宿市男女共同参画基本計画と位置付け、策定しました。

※固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと

計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」

戦略的取組

男女共同参画を推進するため、特に緊急かつ重要な課題解決に向けて重点的、集中的、組織横断的に推進するべき次の3つの取組を、「戦略的取組」として位置づけます。

- 1 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組
- 3 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組

計画の期間

2022年度から2031年度までの10年間です。

男女共同参画施策の体系

重点目標1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消、教育・学習の推進

- (1) 意識改革のための啓発推進、制度や慣行の見直し
- (2) 学校教育における男女共同参画の推進
- (3) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進
- (4) 性の多様性についての理解促進

重点目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- (1) 行政分野における女性の参画の拡大
- (2) 雇用分野における女性の参画の拡大
- (3) その他の分野における女性の参画の拡大
- (4) 女性の人材育成及び人材情報の整備

重点目標3 すべての人が能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備

- (1) 企業トップ等の意識改革や職場風土改革
- (2) 女性の能力発揮・再就職、起業等に対する支援
- (3) 子育て・介護基盤整備の推進
- (4) 長時間労働の是正等働き方改革の推進
- (5) 男性の意識改革と家事・育児等への参画促進



一人ひとりの人権が尊重され
多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
誰もが安心して快適に暮らすことができる社会づくり

重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- (3) スポーツ活動を通じた生涯にわたる健康づくりの推進

重点目標5 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

- (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- (2) デートDV、性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援

重点目標6 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- (2) 障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- (3) その他困難な状況に置かれている人々の支援

重点目標7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

- (1) 人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり
- (2) 地域における方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

